

就学援助制度についてのお知らせ

見附市教育委員会

見附市では、経済的に困りのお家庭に、小・中学校でかかる費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。就学援助を希望される方は、このお知らせをよくお読みになり申請してください。

※ 令和 6 年度末時点で認定されていた方も、新たに今年度分の申請が必要ですのでご注意ください

※ 提出先は見附市教育委員会のみとなります。学校には提出されないようにお願いします

1. 援助を受けられる家庭

世帯員全員の所得の総額が平成 24 年 12 月末日時点の生活保護基準額の 1.3 倍以下である世帯（家族構成と基準額の例） ※目安です。

家族数	家族構成(例)	世帯の合計所得額
2人	母(35 歳) 小学 3 年	約 181 万円以下
3人	父(40 歳) 母(38 歳) 小学 3 年	約 243 万円以下
4人	父(42 歳) 母(40 歳) 小学 5 年 祖母(68 歳)	約 292 万円以下
	父(45 歳) 母(43 歳) 中学 2 年 小学 3 年	約 310 万円以下
5人	父(45 歳) 母(41 歳) 中学 3 年 小学 5 年 祖父(70 歳)	約 354 万円以下
6人	父(45 歳) 母(42 歳) 中学 2 年 小学 4 年 保育園(4 歳) 祖母(68 歳)	約 396 万円以下

・この基準額は住居の状況が「持家」を想定しています。家族構成、年齢、家賃の有無などにより、各家庭によって異なります。基準額は申請にあたっての目安とお考えください。

・所得額とは、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額をいいます。

2. 主な就学援助費の内容（金額については予定額であり、改定されることがあります。）

援助項目	説 明	年間援助額
新入学 学用品費等	入学の際に必要なランドセル、鞆等の購入費 [対象者] ①新入学学用品費の入学前支給を受けていない小・中学校 1 年生(R7入学後支給) ②令和8年度小・中学校新 1 年生(入学前支給)	小学生 57,060円 中学生 63,000 円
学用品費	ノート、筆記用具等の購入費	小学生 11,630 円、中学生 22,730 円
通学用品費	靴や雨具等の購入費(1 年生以外に支給)	小・中学生 2,270 円
修学旅行費	交通費や宿泊費、見学科等の旅行費用	実 費
学校給食費	右記の額を限度として実費支給。	小学生 58,000 円以内、中学生 69,000 円以内
PTA会費	右記の額を限度として実費支給。	小学生 3,450 円以内、中学生 4,260 円以内
生徒会費	右記の額を限度として実費支給。	小学生 4,650 円以内、中学生 5,550 円以内
ワラン通信費	教育委員会のモバイルルータ貸出制度を受けている世帯	1世帯につき15,000円
医療費	う歯や中耳炎、慢性副鼻腔炎などの治療費	個人負担額の実費

※市外に住所がある方は、上記のうち、学校給食費と医療費のみが支給対象です。その他の援助費の支給を受けるには、住所のある市町村で就学援助の申請が必要となります。

※見附市に住所があり、見附市外の小中学校に就学している方は、上記のうち、学校給食費と医療費が支給対象外です。

3. 手続の方法

- (1) 「令和 7 年度就学援助申請書(兼承諾書 兼委任状)」に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。
- (2) 申請書は児童生徒1人につき1枚提出してください。
- (3) 通帳のコピー(申請者の口座名義カナと口座番号が分かるページ)を添付してください。

4. 申請書の提出期限と提出先

(1) 提出期限…令和 7 年 4 月 25 日(金)

(2) 提出先…見附市教育委員会 学校教育課(見附市役所4階)へ提出または郵送

(郵送の場合 送付先) 〒954-8686 見附市昭和町2-1-1 見附市教育委員会 学校教育課

※ 4月9日(水)～25日(金)の間は、午後7時まで学校教育課窓口に出すことができます(平日のみ)。

※ 申請書類には個人情報が多く含まれ、提出までの経路に紛失等のリスクが多くあること、また、個人情報の適正な取り扱いの観点から、提出先は見附市教育委員会のみとなります。学校への提出はしないようにお願いします。
期限までに提出されないと、4月からの認定ができない場合があります。お早めにご提出ください。

なお、提出期限を過ぎても随時受付しています。(上記期限以降の申請の場合は、一部減額や支給できない援助費があります。)

5. 認定について

認定、否認定の結果通知は、7月中旬頃の郵送を予定しています。

6. 支給時期

年3回(7月下旬、12月下旬、翌年4月上旬を予定)に分けて支給します。新入学学用品費等の入学前支給(小学6年生のみ対象)は、2月下旬頃を予定しています。

7. 医療費の援助

就学援助の認定を受けた方が特定の病気(う歯、中耳炎、慢性副鼻腔炎等)の治療を受ける場合、市が発行する「医療券」を医療機関に提出することで個人負担分の援助を受けることができます。

申請は学校をお願いします。

8. その他

認定を受けた後、年度の途中で保護者の離婚や婚姻等により世帯状況が変更になった場合は、再度申請が必要となりますので、見附市教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

また、就学援助の他に市が行う学校給食費補助の申請については、2学期開始後に別途お知らせする予定です。その際、就学援助の認定を受けた方は重複して補助を受けることができません。ご承知おきください。

このほか、見附市では就学援助制度とは別に、特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、「特別支援教育就学奨励費」制度を実施していますが、就学援助費と重複して受給することはできません。就学援助制度の方が援助額が手厚くなる場合がありますので、対象となる可能性のある方は、まずは就学援助制度に申請されることをお勧めします。

9. お問い合わせ

見附市教育委員会 学校教育課 電話 0258-62-1700 内線 431